

中高層直結給水設備設置条件承諾書

水道事業者 加茂市長 様

所有者	住 所	
	氏 名	印
[総代人	住 所]
	氏 名	

中高層直結給水設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理することを承諾します。

記

1. 使用者への周知

下記について承諾し、使用者等に周知徹底します。

- (1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなること。
- (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。
- (3) 計量法に基づく水道メーターの取替及び水道メーターの異常等による取替の際に、断水すること。
- (4) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁水が生じる場合があること。

2. 直結給水にかかわる事項

(1) 増圧ポンプ設置の猶予措置を受けた場合について

将来、配水管の圧力低下で出水不良等が生じた場合は、所有者の負担で速やかに増圧ポンプを設置します。

また、水圧低下により損害が生じても、申請者の責任で処理し、水道局にご迷惑をおかけしません。

(2) 定期点検について

増圧ポンプの機能を適正に保つため、適宜、保守点検を行うとともに、1年以内ごとに1回の定期点検を行い、保守点検契約の写しを提出します。

(3) 損害の補償について

増圧ポンプの設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償いたします。

3. 修繕区分

申込者または管理責任者は給水装置を善良な管理義務をもって行い、宅地内第一止水栓から下流側について、漏水等の不具合が発生した場合は、水道局の指示に従い申込者または管理責任者の責任において速やかに適切な措置をとります。

4. 水道メーターの計量にかかわる事項

建物への入館制限を設けた場合は、水道メーター取替業務及び計量業務等に支障のないよう事前に水道局に鍵または暗証番号の提示をします。また、変更があった場合も同様とします。

5. 総代人等の変更

給水装置の所有者又は総代人を変更するときは、変更後の所有者又は総代人にこの装置が条件付きのものであることを熟知させたうえ、水道局に書面で届けます。

6. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取り扱い上必要な事項は、水道法及び加茂市給水条例などの関係法令を遵守して施行いたします。

7. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。

8. その他

水道局が行う水量、水圧等の調査の際には協力します。